

学校危機管理マニュアル

令和6年度

「報告」「連絡」「相談」「確認」で
迅速な対応を

別府市立緑丘小学校

「危機管理」の基本的な考え方

1. 危機管理のねらい

- (1) 子どもの命を守る
- (2) 子どもと教師の信頼関係をつなぎ止め、維持していく
- (3) 学校の正常な運営を図る
- (4) 学校に対する社会的な信用・信頼を守る

2. 危機管理に求められる資質・能力

(1) 予見能力

事件・事故の発生にともなう適切な対応とともに、危機の発生を予測し未然に防止する先見性と洞察力こそが、危機管理能力の中で最も重要である

(2) 情報の収集・活用能力と意思決定能力

多くの関係者から多くの情報が寄せられる環境作りとともに、それを生かした適切な対応策を早急に確立することが求められている

(3) バランスのとれた制御能力

事件・事故の発生にともなう適切な対応とともに、危機の発生を予測し未然に防止する先見性と洞察力こそが、危機管理能力の中で最も重要である

3. 危機管理の過程

- ①危機事実の予見・予測
- ②危険の予防
- ③事実の把握
- ④危険の回避
- ⑤危険への対応・処理

4. 予防的対応

(1) 日々の授業の充実

児童理解、個性尊重、生きる力を育む授業の展開など

(2) 積極的な生徒指導の推進

所属感・存在感・自己実現・人間性あふれる学級の雰囲気作りなど

(3) 家庭と地域との連携

(4) 児童との信頼関係を重視した学級作り

(5) 日常の安全点検と、素早い対応

5. マスコミへの対応

- (1) 窓口の一本化（校長または教頭）
- (2) 人権に配慮した対応
- (3) 学校として主張すべき点や、学校側の非とすべき点などの見極め
- (4) その後の具体的な対応策の早急な確立

6. 事件・事故に対しての対応

問題が発生した場合に把握しなければならないこと

- 相手の名前や連絡先
- 問題の内容（日時・場所・事柄・関係児童）

【担任】

- 事実の把握を行い、関係者に報告するとともに、指示を受けながら児童・保護者とともに対応にあたる
- その後の対応について関係者に報告し、指示を受ける
- 問題の過程を時系列にまとめ、記録を残す

※報告先⇒校長 教頭 生活指導担当 学年代表など

【校長】

- 報告を受け、指導・助言を行う
- 必要に応じて教育委員会に報告する
- 関係機関との連携を図り、他団体への対策にあたる
- 必要に応じて職員会議で報告する

//

【教頭】

- 報告を受け、対応を検討・協議する
- 校長の指導のもとに助言する
- 指導に関する全体のみかじめを行う（報告書の作成）
- 指導や対応の経過を校長に報告する
- 必要に応じて教職員を招集し、全体としての取り組みを指示する

//

【生活指導担当】

- 報告を受けた後、連絡を取りあいながら当面必要な対応を指示する
- 校長と教頭に連絡し、指導を受けながら対応する
- 直接指導に関わりながら全体のみかじめを行うとともに問題を整理して、記録に残す
- 再発防止のための必要な指導を検討し、提案する
- 問題の過程を時系列にまとめ、記録を残す

//

【学年代表】

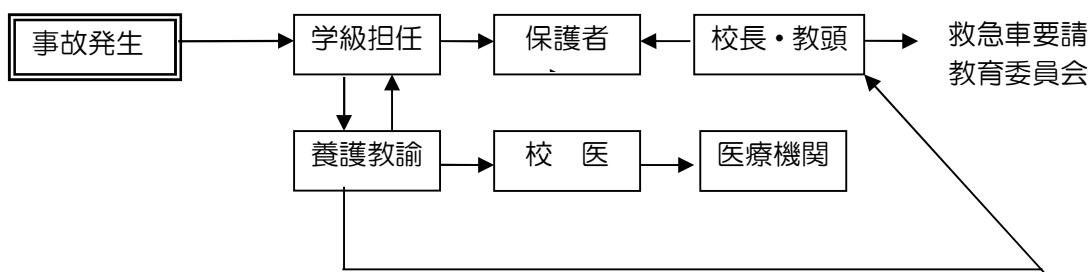
- 生活指導担当に連絡するとともに、指示を受ける
- 担任に対応を指示し、学年としての対応を考える
- 必要に応じて問題解決まで待機する
- 再発防止について、提案にもとづいた具体策をたて、実践する

校内事故発生時緊急対応マニュアル

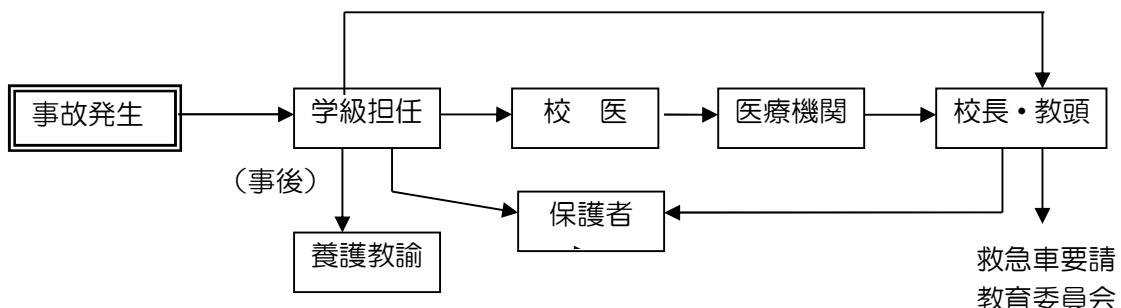
事故が学校管理下で起こった際、早急に、適切な対応ができるような体制が重要になる

1. 医療行為が必要な事故が発生した場合の連絡・組織網

(1) 養護教諭在校時



(2) 養護教諭不在時



※養護教諭不在時には、担任又は学年で協力して処置する

2. 緊急時の主な役割について

- 校長・教頭：状況把握 必要時に救急車要請・教育委員会へ報告
報道関係者・その他部外者への対応
- 学級担任：状況把握 校長・教頭・保護者への連絡
※加害者・被害者がある場合、双方の保護者に早急に連絡
- 養護教諭：傷病者への手当 必要時には校長・教頭へ救急車の要請
校長・教頭・保護者に傷病の程度・治療について報告

3. 連絡内容について

【保護者へ】

- (1) 保護者に動搖や誤解を与えないよう傷病の様子を簡潔に報告する
- (2) かかりつけの病院を確認する。ない場合は、学校近くの専門医または救急病院でよいか、同意を得る
- (3) 保険証を持参することを確認し、学校（病院）に来てもらう

※保護者が来られない場合は

①保険証の種類を聞く ②薬・注射アレルギーについて聞く ③処置終了の連絡

【医療機関へ】

(1) 学校名をつけ、傷病の状況を簡潔に説明し、診察の受け入れを要請する

(2) 移送中の注意事項についてたずねる

4. 移送について

(1) 病院への移送は、原則保護者が行う。ただし、保護者不在や緊急の場合などはタクシー(チケット)、または救急車を利用する

※タクシーチケット使用について

『児童・生徒のけがによる病院への移送で使用するとき、養護教諭の意見を聞き、緊急度を勘案のうえ学校長の判断で利用すること』

(2) 教職員の自家用車は原則として利用しない。やむをえない場合は校長の許可を得る

(3) 緊急時で救急車の出動を要請する場合は、次の点に気をつける

①TEL 119 「救急車をお願いします」

②名称 別府市立緑丘小学校

住所 別府市東荘園八丁目1番45号

電話 0977-25-6380

③事故の概要 (いつ・だれが・どこで・どこを・どうして・症状)

④通報者氏名

⑤救急車到着まで、学校でしておかなければならぬことの確認

⑥「学校近くに来たらサイレンを止めてもらいたい」

⑦職員が正門又はわかりやすいところで出迎え、誘導する

⑧1~2名が同乗する

(児童名簿・緊急連絡先・筆記用具・お金・携帯など持参)

※救急隊に連絡すること

①TEL 119 「救急車をお願いします」

②名称 別府市立緑丘小学校

住所 別府市大字東荘園八丁目1番45号

電話 0977-25-6380

③事故の概要 (いつ・だれが・どこで・どこを・どうして・症状)

④通報者氏名

⑤救急車到着まで、学校でしておかなければならぬことの確認

⑥「学校近くに来たらサイレンを止めてもらいたい」

5. 付き添いについて

(1) ひどいケガや経緯が心配な場合は、校長（教頭）・学級担任・養護教諭が保護者とともに付き添う

※頭部打撲・顔面負傷・心肺停止・大出血など

(2) 病院での診察を受けた方がよいと思われる傷病については、必要に応じて学級担任や養護教諭が付き添う

感染症への対応

1 緊急対応のポイント

(1) 関係機関等への連絡

児童が診断された場合、速やかに教育委員会に発生の報告をするとともに、学校医及び所轄の保健所に連絡し、今後の対応について指示を求める。

(2) 情報収集

診断された児童の過去の出欠状況や欠席理由の把握に努める。

他の児童や教職員の中に感染した者がいかないか、日頃の健康観察等で健康状態を把握する。
罹患児童の交友関係、学校活動等について調査を行う。

(3) 保健所との連携

学校は保健所が設置する「対策委員会」に加わるほか、臨時の健康診断が実施される場合は保健所に協力をする。

学校は診断された児童以外の児童については「健康観察記録」、「既往症歴」、「健康診断結果」、教職員については「定期健康診断受診状況」等の資料を整理し、保健所の調査活動に備える。

(4) 保護者への対応

保健所からの要請で、臨時の健康診断が実施される場合には、該当の児童の保護者に対して文書で協力を依頼し、必要に応じて説明会を開く。

その際、診断された児童がいじめの対象にならないよう、当該児童の人権やプライバシーに十分配慮する。

2 未然防止対策

(1) 児童の健康管理

教職員は、日頃から児童の健康に気を付け、（咳、発熱などの症状が2週間以上継続するような場合）が長期化している場合には、養護教諭に相談する。

過去の既往症、家族歴からみた要観察者に対し、学校内外での一体的な健康観察を継続する。

(2) 教職員の健康管理

教職員は、自身が発病すると児童に集団感染させる可能性が高いことを自覚し、毎年の定期健康診断を必ず受診し、有症状時には早期に受診をする。

(3) 保健指導の充実

学校医や保護者との連携により、児童に対する保健指導を徹底し、ウィルス感染に対する関心を高めるとともに、家庭での規則正しい生活を実践させる。

(4) 情報収集・緊急対応時の体制の整備

卒業生を含めた患者発生等の情報が、責任者に確実に伝わるよう、情報の伝達体制を整備するとともに、対外的な連絡窓口を一本化（教頭）する。

保護者に対し、児童が伝染性の疾患にかかったと判明した場合は、早急に学校に連絡することを徹底する。

地震・津波への対応

1 日常の安全確保

(1) 教職員の共通理解

- ・地震発生時の学校の安全管理について意見交換を行い、共通理解を図る。
- ・地震及び津波発生時、日頃から訓練し、自分の判断で安全に避難できるようにする。
- ・地震発生のみの場合の一次避難、地震・津波発生の場合の二次避難ができるようにする。
- ・「地震・津波発生時の役割分担表」に従い、組織的に行動する。

(2) 児童への指導

- ・全校児童に以下の点について指導する。

◇ 一次避難 教室→運動場

◇ 地震が起きたら、机の下にもぐり、揺れがおさまるのを待つ。

◇ 揺れがおさまったら、校内放送を聞き、担任の指示に従い、教室から運動場へ避難する。

◇ 避難するときは、障害物・落下物・亀裂に気をつける。

◇ 運動場の真ん中に避難する。

◇ 二次避難 運動場→体育館

◇ 6年生が先頭になり、続いて5年生～幼稚園が2列で避難する。

◇ 整列して、障害物・落下物だけでなく、交通安全にも留意して、避難する。

◇ 体育館内で学年ごとに整列する。

※保護者へは、「学校において震度5以上の地震が発生した場合は、体育館へ避難する。併せて、無連絡であっても、保護者（又は予め引渡しカードに記載のある者）が児童の引取に来校する。」旨を事前に周知しておく。

(3) 登下校時・放課後の地域の安全確保

- ・小学校が避難場所であることを知らせる。
- ・登下校時においては、地域の方に児童の安全を見守っていただく。

(4) 校外学習や学校行事での安全確保

- ・事前計画を綿密に立てる。
- ・地震・津波に遭遇した場合の各機関への連絡方法について、事前に確認しておく。

2 地震・津波発生時の体制

(1) 児童の緊急避難体制

1 (2) のとおり

(2) 連絡体制

- ・速やかに消防署、医療機関に通報し、被災を最小限に食い止めると共に、児童の安全確保及び必要に応じて応急処置を図る。
- ・状況の内容によって、児童の登下校の方法を考え、保護者連絡を行う。
 - ◇下校させることが危険な場合 待機させる。
 - ◇下校させても危険がないと判断した場合 校区巡回をしながら集団下校させる。
 - ◇体育館に避難している場合 保護者に連絡し、迎えに来てもらう。

不審者への対応

1 不審者侵入防止 ★不審者侵入防止のための3段階の観点

段階	具体的な方策
①校門	防犯カメラ・進入禁止の看板設置
②校舎から校舎入り口	事務室への案内表示、定期的な巡回
③校舎への入り口	受付（入校許可書）設置、入口の指定

2 不審者への対応

関係者以外の学校への立ち入り

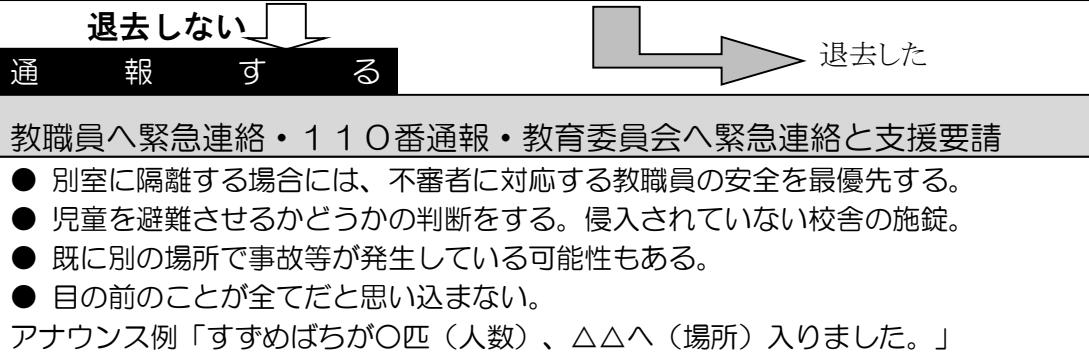
初めの対応



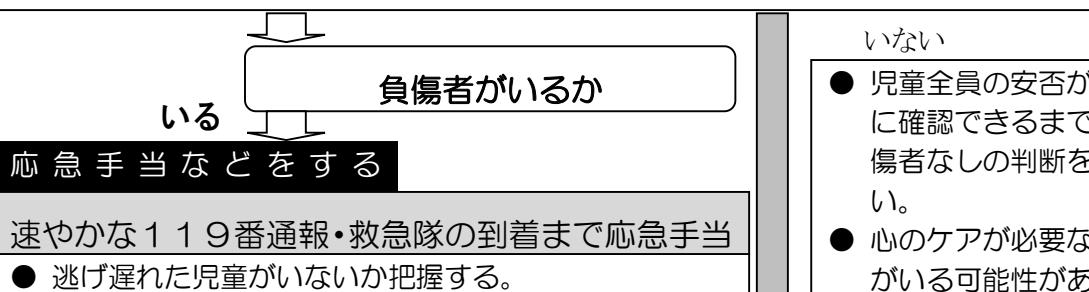
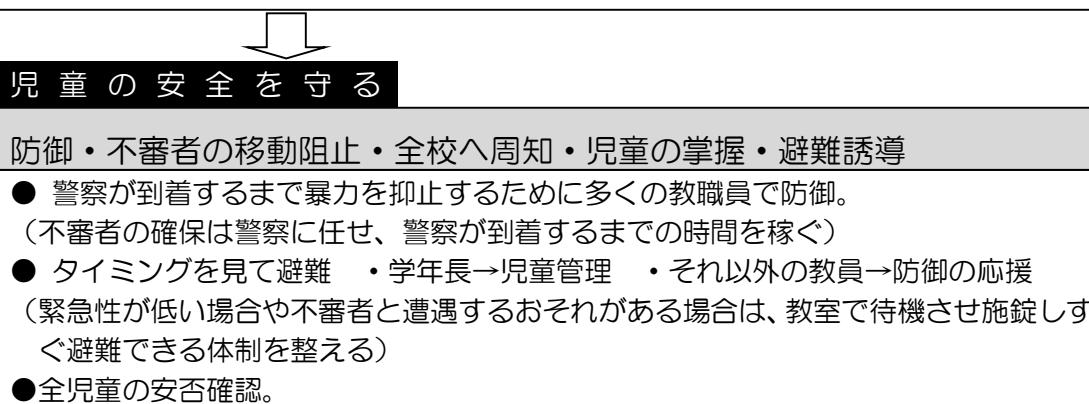
不審者とみなすことを躊躇せずに対応する。（安全を確保しながら）

- 複数の職員での対応を基本とする。
- 危害を加えるおそれはないか、凶器を持っていないかを確認する。
- 不審者の様子によっては、校外に退去したとしても警察に通報する。（性別・背格好・服装・凶器などの特徴を覚えておく）

緊急事態



発生時の対応



事後の対応等

事後の対応や措置

情報収集・対策本部設置・保護者等への説明・心のケア・教育再開の準備・報告書の作成

- 事故等発生後の連絡、情報収集のための通信方法を複数確保しておく。
- 教育委員会に報告をして児童の心のケアや教育活動再開のための手立てを講じる。
- 災害共済給付の請求を行う。